

地域の知恵を 総動員した保育の充実

大阪府
大阪市



人口：2,663,467人（H25.3末）
特徴：大阪府のほぼ中央に位置し、かつて「天下の台所」と称された、近畿地方の政治・経済・文化・交通の中心都市。

女性が意欲と能力を発揮して活躍できる社会を実現することは、地域の活力を高める上で重要な課題である。

大阪市では、保育の質を確保するため、乳児室を従来から国の基準を上回る面積で運用。一方で待機児童対策のため、緊急避難的な措置としての保育所面積基準も策定し、待機児童が多い地域においては、個々の保育所の状況を踏まえて、児童が安心・安全に過ごせる環境であることを確認した上で、ひとりでも多くの子どもが保育所に入所できるようにすることで、待機児童解消に資する取組を推進している。



大阪市内の保育所の様子

働く女性にやさしいまちをめざして

大阪市では、保育所の認可基準のうち、乳児室、ほふく室の面積を従前から1人当たり $5m^2$ 以上として運用していた。しかし、保育所待機児童は200人以上存在しており、その認可基準を割り込むことのみをもって保育所への入所を断るのではなく、児童の安全性や受入体制を考慮して市長が適当と認める場合に、弾力的に運用し、ひとりで多くの待機児童が保育所に入所できる措置を取ることを方針とした。

地域の実情に応じた独自基準での運営

従来、0・1歳児1人当たりのほふく室の面積については、国の省令基準で $3.3m^2$ 以上と一律に定められていたが、第1次一括法により改正された児童福祉法に基づき、条例で、平成24年4月、原則0歳児1人当たり面積を「 $5m^2$ 以上」、1歳児1人当たり面積を「 $3.3m^2$ 以上」と設定した（省令基準は従来の面積を「従うべき基準」としている）。

ただし、国の基準が平成26年度末まで「標準」とされたことを踏まえて、待機児童が多いと市長が認めた地域の保育所は、0歳児・1歳児1人当たり面積を「 $1.65m^2$ 以上」に緩和できるようにした（乳児室については、国の基準が1人当たり $1.65m^2$ 以上であり、国の基準と同じ）。この基準の運用に当たっては、児童一人につき $1.65m^2$ 以上を確保すれば、当然に保育の実施ができると解するのではなく、あくまで個々の保育所の状況を踏まえ、児童が安心・安全に過ごせる環境であることを確認して受け入れを行うものである。

地域の知恵を総動員

余裕を持ったスペースで保育を行うことが可能となり、保育の充実が図られた。ただし、待機児童が多い地域では、ひとりで多くの子どもを受け入れることが可能となり、待機児童の解消に資する。

地方分権改革との関連

第1次一括法による児童福祉法の改正で、保育所の設備運営基準が条例に委任され、このうち、居室面積は「従うべき基準」とされた。ただし、厚生労働大臣が指定する待機児童を抱える等の地域に限定して平成27年3月31日までの間、「標準」とされ、保育の需要に応じた対応が可能になった。

大阪市における保育所入所児童数及び待機児童数の推移
(各年4月1日現在)



国の基準と大阪市の基準の比較

		国基準	大阪市基準
乳児室	0歳児	$1.65m^2$ 以上	$5m^2$ 以上 ($1.65m^2$ 以上)
	1歳児	$1.65m^2$ 以上	$3.3m^2$ 以上 ($1.65m^2$ 以上)
ほふく室	0歳児	$3.3m^2$ 以上	$5m^2$ 以上 ($1.65m^2$ 以上)
	1歳児	$3.3m^2$ 以上	$3.3m^2$ 以上 ($1.65m^2$ 以上)

カッコ内は待機児童が多いと認めた地域の保育所の場合
(平成27年3月31日までの特例措置)

当該基準の実施に当たっては、安全性や保育体制などを十分確認した上で、区保健福祉センター所長が決定

関係者からのメッセージ



保育所面積基準の緩和については、認可保育所の新設など様々な待機児童対策の取組においても解消できない保育ニーズへの対応として実施するもので、保育を受ける児童が安心・安全に過ごせる環境であることを第一義として、慎重を期した上で条例を制定したものです。

今後も、児童の受け入れに当たっては、保育所ごとに安心・安全に過ごせる環境があるかを十分踏まえ、ひとりで多くの児童を受け入れられるように取り組んでいきたいと思います。

(大阪市こども青少年局
保育環境整備担当課長 東田 幸浩氏)